

(準拠)

第1条 中京大学教育後援会会則第3条第7号の規定により、この細則を定める。

(見舞金)

第2条 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域で被災し、災害発生時に教育後援会員である者に対して、次の見舞金を支給する。ただし、災害の状況によっては、財務状況等を勘案し、減額又は支給しないこともある。

(1) 地震による被害

① 全壊又は半壊(全焼又は半焼を含む。) 10万円

② 一部損壊 5万円

(2) 水害による被害

① 床上浸水 5万円

(会費の免除)

第3条 前条各号の被害を受けた正会員に対しては、1年分の教育後援会費を免除する。

2 前条各号の被害を受けた者の子女が、被災から1年以内に中京大学へ入学する場合は、入学年度の教育後援会費を免除する。

(申請手続)

第4条 見舞金及び会費の免除を受けようとする者は、所定の用紙に罹災証明書を添えて、中京大学校友会本部へ提出しなければならない。ただし、同一人が見舞金及び会費の免除を合わせて申請する時は、罹災証明書は、1通で足りるものとする。

(その他の災害)

第5条 第2条各号に該当しない被害については、その都度、教育後援会長が状況を勘案して対応を決める。ただし、災害救助法が適用された地域以外の災害については、この細則を適用しない。

附則

この細則は、2013年5月11日から施行する。